

印西市景観条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 景観計画（第6条—第8条）
- 第3章 行為の制限等（第9条—第16条）
- 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等（第17条—第20条）
- 第5章 景観まちづくりの推進（第21条—第23条）
- 第6章 景観まちづくりの推進体制（第24条—第26条）
- 第7章 雑則（第27条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行その他良好な景観の形成に関し必要な事項を定め、市民、事業者及び市の協働による景観まちづくりを推進し、もって魅力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 景観計画 法第8条第1項の規定により市が策定した印西市景観計画をいう。
- （2） 景観まちづくり 良好な景観を守り、生かし、育み、及び創ることをいう。
- （3） 工作物 建築物以外の工作物で、規則に定めるものをいう。

（市民の責務）

第3条 市民は、自らが景観まちづくりの主体であることを認識し、地域や活動団体を通して、積極的に景観まちづくりに努めなければならない。

2 市民は、市が行う景観まちづくりを推進するための施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、自らの事業活動が景観に与える影響に配慮し、市民及び市との協働により、積極的に景観まちづくりに努めなければならない。

2 事業者は、市が行う景観まちづくりを推進するための施策に協力しなければならない。

（市の責務）

第5条 市は、景観計画に基づき、景観まちづくりを推進するための施策を策定し、これを実施しなければならない。

- 2 市は、前項の規定による施策の実施に当たっては、市民及び事業者（以下「市民等」という。）が参加しやすい場や機会を創出し、意見の反映に努めるとともに、市民等の活動の支援や景観まちづくりに関する意識の高揚を図っていくよう努めなければならない。

第2章 景観計画

（景観計画の変更）

- 第6条 市長は、景観計画を変更しようとするときは、第24条に規定する印西市景観審議会（同条第1項を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

（景観計画への適合）

- 第7条 建築物の建築等、工作物の建設等その他良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為をする者は、当該行為を景観計画に適合させるよう努めなければならない。

（景観まちづくり重点地区）

- 第8条 市長は、景観計画の区域内において、地域の特性を生かした景観まちづくりを重点的に推進する地区を景観まちづくり重点地区として景観計画に定めることができる。

- 2 前項の場合において、市長は、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

第3章 行為の制限等

（届出を要する行為）

- 第9条 法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積及び木竹の伐採とする。

（届出を要しない行為）

- 第10条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、同条第1項各号に掲げる行為のうち、別表に定める規模以外のものとする。

（特定届出対象行為）

- 第11条 法第17条第1項に規定する特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号又は第2号の規定による届出を要する行為とする。

（事前協議）

- 第12条 次に掲げる行為を行おうとする者は、市長と事前の協議（以下「事前協議」という。）をしなければならない。

（1） 法第16条第1項又は第2項の規定による届出を要する行為

（2） 屋外広告物（窓の内側から外部に向けて表示するものを含む。以下同じ。）の表示若しくはその内容の変更又は屋外広告物を掲出する物件の設置、改造若しくは色彩の変更（一面の表示面積が10平方メートルを超えるもの又は地上からの高さが10メートルを超えるものに限る。）

- 2 事前協議をしようとする者は、規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

(助言又は指導)

第13条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、景観まちづくりのために必要な助言又は指導をすることができる。

- 2 市長は、前項に規定する助言又は指導その他の判断に際し必要と認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

(勧告又は命令)

第14条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令をしようとするときは、緊急を要する場合を除き、審議会の意見を聴かなければならない。

(公表)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者について、その者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）、当該対象となる行為その他市長が必要と認める事項を公表することができる。

(1) 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をするに当たり虚偽の届出をした者

(2) 法第16条第3項の規定による勧告に従わない者

(3) 法第17条第1項又は第5項の規定による命令に従わない者

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、印西市行政手続条例（平成9年条例第31号）の規定に基づく弁明の機会の付与の例により、弁明の機会を付与するものとする。

(行為の完了等の報告)

第16条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に報告しなければならない。

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等

(景観重要建造物の指定等)

第17条 市長は、景観重要建造物に係る行為で、次に掲げるものをしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(1) 法第19条第1項の規定による指定

(2) 法第22条第1項本文の規定による許可

(3) 法第26条の規定による命令又は勧告

(4) 法第27条第1項の規定による指定の解除（法第19条第3項に規定する建造物に該当するに至ったときを除く。）又は法第27条第2項の規定による指定の解除

- 2 市長は、法第19条第1項の規定により指定をしたとき又は法第27条第1項若しくは第2項の規定により指定を解除したときは、その旨を告示するもの

とする。

（景観重要建造物の管理の方法の基準）

第18条 法第25条第2項の規定により条例で定める管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 外観の保持に努めること。
- （2） 消火器その他の消火設備を設置し、防災上必要な措置を講じること。
- （3） 景観重要建造物の滅失及び毀損を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。
- （4） 前各号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため市長が必要と認める措置を講じること。

（景観重要樹木の指定等）

第19条 市長は、景観重要樹木に係る行為で、次に掲げるものをしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

- （1） 法第28条第1項の規定による指定
- （2） 法第31条第1項本文の規定による許可
- （3） 法第34条の規定による命令又は勧告
- （4） 法第35条第1項の規定による指定の解除（法第28条第3項に規定する樹木に該当するに至ったときを除く。）又は法第35条第2項の規定による指定の解除

2 市長は、法第28条第1項の規定により指定をしたとき又は法第35条第1項若しくは第2項の規定により指定を解除したときは、その旨を告示するものとする。

（景観重要樹木の管理の方法の基準）

第20条 法第33条第2項の規定により条例で定める管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- （1） せん定、病虫害の防除その他の景観重要樹木の保全に必要な措置を講じること。
- （2） 景観重要樹木の滅失及び枯死を防ぐため、景観重要樹木を定期的に点検すること。
- （3） 前各号に掲げるもののほか、景観重要樹木の保全のため市長が必要と認める措置を講じること。

第5章 景観まちづくりの推進

（景観まちづくり団体の認定等）

第21条 市長は、景観まちづくりを推進することを目的とした自主的な活動を行う団体で、規則で定める要件のいずれにも該当する団体を景観まちづくり団体として認定するものとする。

2 景観まちづくり団体として認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請するものとする。

3 景観まちづくり団体は、前項の規定による申請の内容を変更したとき、又は解散したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

- 4 市長は、第1項の規定により認定した団体が、同項の要件に該当しなくなったとき、その他景観まちづくり団体として適当でなくなったと認めるときは、当該景観まちづくり団体に係る認定を取り消すことができる。

(景観計画の変更を提案することができる団体)

第22条 法第11条第2項に規定する条例で定める団体は、景観まちづくり団体とする。

(景観まちづくり重点地区の提案)

第23条 景観まちづくり団体は、当該景観まちづくり団体が活動する地区を景観まちづくり重点地区として景観計画に定めるよう、市長に提案することができる。

- 2 市長は、前項の規定による提案があった場合において、当該景観まちづくり団体と協議するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による提案に係る判断をしようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

第6章 景観まちづくりの推進体制

(印西市景観審議会の設置)

第24条 景観まちづくりに関し必要な事項について調査及び審議を行うため、印西市景観審議会を設置する。

- 2 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) この条例の規定により、意見を聴くこととされた事項
- (2) その他景観まちづくりの推進に関し必要な事項

- 3 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験がある者
- (2) 団体の代表
- (3) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

- 4 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

- 5 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残存期間とする。

- 6 委員は、再任されることができる。

- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(景観アドバイザー)

第25条 景観まちづくりの推進に関し必要な助言を求めるため、景観アドバイザーを置く。

- 2 景観アドバイザーは、景観に関する優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 3 景観アドバイザーは、次に掲げる事項について、市長に助言する。

- (1) 事前協議及び法第16条第1項又は第2項の規定による届出に関すること。
- (2) 公共事業による景観形成に関すること。

(3) 前各号に定めるもののほか、市長が景観まちづくりを推進するために必要と認める事項

4 景観アドバイザーの人数は、6人以内とする。

5 景観アドバイザーの任期は2年とする。

6 景観アドバイザーは、再任されることができる。

(景観まちづくり市民懇談会)

第26条 市長は、市民等が景観まちづくりに関し意見交換等を行う場として、景観まちづくり市民懇談会を設置する。

第7章 雑則

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成31年3月31日までの間に着手する行為であって、法第16条第1項の規定による届出を要するものについては、第10条の規定にかかわらず、法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為とする。

3 第12条第1項各号に規定する行為は、平成31年4月1日以後に着手する行為とする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第23号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

別表（第10条）

届出対象行為		一般地区に係る届出対象規模	国道464号沿道地区に係る届出対象規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		高さ13m超又は延べ面積500㎡以上	戸建住宅を除く全てのもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替	煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	高さ13m超又は築造面積500㎡以上	高さ10m超又は築造面積250㎡以上
	広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	高さ13m超又は築造面積500㎡以上	高さ10m超又は築造面積250㎡以上
	高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類する	高さ13m超又は築造面積500㎡以上	高さ10m超又は築造面積250㎡以上

又は色彩の変更	もの		
	遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、処理施設、自動車車庫その他これらに類するもの	高さ13m超又は築造面積500㎡以上	高さ10m超又は築造面積250㎡以上
	擁壁、塀、柵その他これらに類するもの	高さ2m超かつ長さ30m超	高さ2m超かつ長さ30m超
	太陽光発電施設	区域面積500㎡以上	区域面積500㎡以上
開発行為		区域面積500㎡以上	区域面積500㎡以上
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		区域面積500㎡以上又は堆積の高さ2m超	区域面積500㎡以上又は堆積の高さ2m超
木竹の伐採		区域面積500㎡以上	区域面積500㎡以上